

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

丹波市は、子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライベート等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

丹波市長

公表日

令和8年2月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業(こども育成課分)の実施に関する事務
②事務の概要	教育・保育給付に係る利用者負担額の算定及び副食費の免除対象者の判定を行う。 施設等利用給付に係る支給認定及び副食費の免除対象者の判定を行う。 地域子ども・子育て支援事業(こども育成課分)の実施に係る利用者負担額の算定を行う。 ※①事業の名称中、地域子ども・子育て支援事業(こども育成課分)は、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業である。
③システムの名称	宛名システム、子ども・子育て支援システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)子ども・子育て支援情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項に係る別表127の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	丹波市教育委員会事務局 教育部 こども育成課
②所属長の役職名	こども育成課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 ふるさと創造部 総合政策課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川1110番地 丹波市教育委員会事務局 教育部 こども育成課
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報については市外からの転入者についてのみ本人確認のうで徴取していること ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚、書庫に保管していること	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱う端末については、IDカードによるログインが必要である。また、特定個人情報を取り扱うシステムについて、特定個人情報との紐づけ権限を持つ職員を限定しており、異動等による権限の更新も実施している。これらのことから、リスクへの対策は十分であると考え。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I-5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	子育て支援課 課長 吉見和幸	子育て支援課 課長 足立 勲	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
平成29年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成29年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成27年7月31日 時点	平成29年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成29年11月28日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		・サービス検索・電子申請機能での届出等の受理に関する事務 ・マイナータルのお知らせ機能での通知に関する事務 ※事務概要追加	事後	子育てワンストップサービス導入に向けた特定個人情報保護評価書の見直し作業に伴う修正
平成29年11月28日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		サービス検索・電子申請機能 ※システム名称追加	事後	子育てワンストップサービス導入に向けた特定個人情報保護評価書の見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
平成30年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成29年5月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総務課	〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地 丹波市 企画総務部 総合政策課	事後	組織変更に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月1日	II-1. 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	II-2. 取扱数 いつ時点の係数か	平成30年5月1日 時点	令和元年5月1日 時点	事前	特定個人情報保護評価書の定期的な見直し作業に伴う修正
令和1年6月1日	新様式への変更				
令和2年6月1日	評価の再実施				
令和3年7月16日	I-4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和7年4月1日	I 関連情報 3	・番号法第9条第1項及び別表第一 8項、94項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第8条、68条	番号法第9条第1項及び別表127の項	事後	番号法の改正による修正
令和7年4月1日	I 関連情報 4②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 13、116の項 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 第12条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項及び155の項	事後	番号法の改正による修正
令和7年4月1日	I 関連情報 5①	丹波市 健康福祉部 子育て支援課	丹波市教育委員会 教育部 こども育成課	事前	組織再編に伴う修正
令和7年4月1日	I 関連情報 5②	子育て支援課長	こども育成課長	事前	組織再編に伴う修正
令和7年4月1日	I 関連情報 8	〒669-3464 兵庫県丹波市氷上町石生2059番地5 丹波市 健康福祉部 子育て支援課	〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川1110番地 丹波市教育委員会 教育部 こども育成課	事前	組織再編に伴う修正
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	基礎項目評価書の様式改定に伴い、最新の状況に更新
令和7年4月1日	II しきい値判断項目 1, 2	令和2年5月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	基礎項目評価書の様式改定に伴い、最新の状況に更新
令和7年4月1日	IVリスク対策 8 対策評価	新規	十分である	事後	基礎項目評価書の様式改定に伴う追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 8 判断の根拠	新規	・特定個人情報については市外からの転入者についてのみ本人確認のうえで徴取していること ・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚、書庫に保管していること	事後	基礎項目評価書の様式改定に伴う追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 11 優先度の高い対策	新規	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	基礎項目評価書の様式改定に伴う追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 11 対策評価	新規	十分である	事後	基礎項目評価書の様式改定に伴う追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	IVリスク対策 11 判断の根拠	新規	特定個人情報を取り扱う端末については、IDカードによるログインが必要である。また、特定個人情報を取り扱うシステムについて、特定個人情報との紐づけ権限を持つ職員を限定しており、異動等による権限の更新も実施している。これらのことから、リスクへの対策は十分であると考え。	事後	基礎項目評価書の様式改定に伴う追加
令和8年2月27日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	丹波市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	丹波市は、子ども子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども子育て支援事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	情報連携事務の制度改正により修正
令和8年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	子ども子育て支援に関する事務	子ども子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども子育て支援事業(こども育成課分)の実施に関する事務	事前	情報連携事務の制度改正により修正
令和8年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	子ども子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)、児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)、その他関係法令及び条例等に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①支給認定事務 ②利用調整及び利用決定事務 ③利用者負担額算定・徴収事務 ④給付費支給事務 ⑤サービス検索・電子申請機能での届出等の受理に関する事務 ⑥マイナポータルのお知らせ機能での通知に関する事務	教育・保育給付に係る利用者負担額の算定及び副食費の免除対象者の判定を行う。施設等利用給付に係る支給認定及び副食費の免除対象者の判定を行う。地域子ども子育て支援事業(こども育成課分)の実施に係る利用者負担額の算定を行う。 ※①事業の名称中、地域子ども子育て支援事業(こども育成課分)は、延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、実費徴収に係る補給給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業である。	事前	情報連携事務の制度改正により修正
令和8年2月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	宛名システム、子ども子育て支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	宛名システム、子ども子育て支援システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバ、サービス検索・電子申請機能	事前	情報連携事務の制度改正により修正
令和8年2月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表17の項及び155の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表155の項	事前	根拠法令の記載錯誤による修正
令和8年2月27日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	丹波市教育委員会 教育部 こども育成課	丹波市教育委員会事務局 教育部 こども育成課	事前	組織名修正に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和8年2月27日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川1110番地 丹波市教育委員会 教育部 こども育成課	〒669-3198 兵庫県丹波市山南町谷川1110番地 丹波市教育委員会事務局 教育部 こども育成課	事前	組織名修正に伴うものであるため、重要な変更には該当しない。
令和8年2月27日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年3月1日時点	令和8年1月1日時点	事前	基礎項目評価書の修正に伴い、最新の状況に更新
令和8年2月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年3月1日時点	令和8年1月1日時点	事前	基礎項目評価書の修正に伴い、最新の状況に更新